

Ⅲ 母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭のお母さんは、職に就いていた人ばかりではなく、専業主婦であったために、就職に際して十分な準備のないまま生活のために働かなければならず、生計を支えるのに十分な収入を得ることが困難な方が多いのが現状です。また、父子家庭のお父さんにつきましても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭のお母さんと同じような困難を抱えている方がいらっしゃいます。そこで、技術を身に付けるための通信教育や養成機関への通学、資格取得のための1年以上の修業など、個々の母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの積極的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とした給付金です。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%（1万2千円を超える場合で上限：修業年数×40万円・160万円を超える場合は160万円）が支給されます。（雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額を支給。給付金は雑所得に該当。）

支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの市（町在住の方は県）にご相談ください。

対象者(要件)

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方

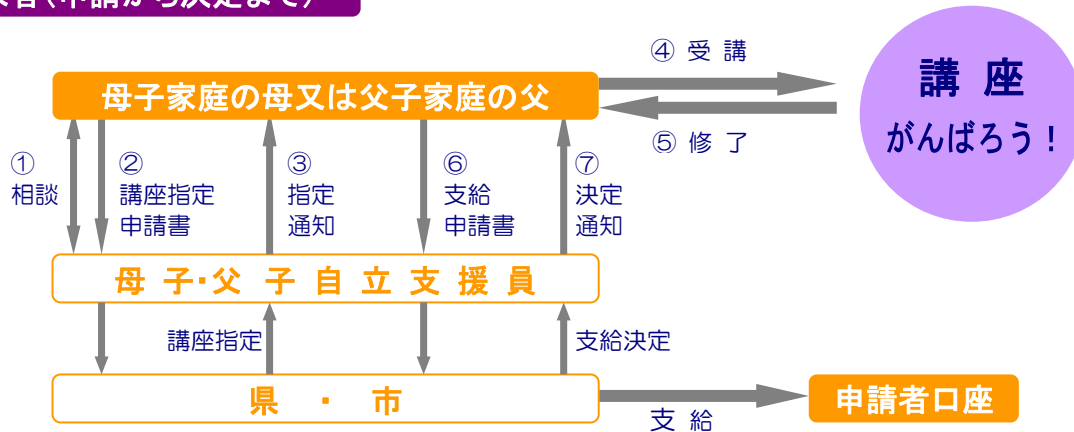
- 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
- 受講前に母子・父子自立支援員に相談があった者であること
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

対象となる講座

自立支援教育訓練給付金事業の対象となる講座は、次のとおりです。

- 雇用保険法による一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座又はこれらに準じる講座で専門資格取得が可能なもの。
- 就職に結びつく可能性の高い講座 ※全てが対象ではありません。事前に確認してください。

対象者(申請から決定まで)



必要書類

講座指定申請に必要な書類

- 受講対象講座指定申請書
- 戸籍謄(抄)本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 教育訓練給付金支給要件回答書
- マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

- ・マイナンバー連携により、省略できる書類があります。
- ・場合によっては、書類を追加していただくことがあります。

注意！

受講前の相談が必要です。既に開始している講座については、対象講座であっても支給対象にはなりません。最寄りの福祉事務所の母子・父子自立支援員に必ずご相談ください。

支給申請に必要な書類

- 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- 戸籍謄(抄)本：母子家庭又は父子家庭であることがわかるもの
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は所得証明書
- 受講対象講座指定通知書
- 教育訓練施設の長が発行する教育訓練修了証明書
- 教育訓練経費にかかる領収書
- マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類：教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書